別紙２

行政手続条例が適用される（条例又は規則に根拠がある）審査基準（申請に対する処分の基準）は次のとおりです。

個票番号	処　　分　　名	根拠法令名	根拠条項	審査基準	標準処理期間	所管部署	備　　考
801	道路占用物件の除却の承認	厚岸町道路占用規則（平成元年厚岸町規則第３号）	第18条第１項	○	７日	建設課管理維持係	
802	道路占用料の減免	厚岸町道路占用料徴収条例（平成９年厚岸町条例第16号）	第６条	○	７日	建設課管理維持係	
803	道路愛護事業補助金交付の決定	厚岸町道路愛護事業補助金交付規則（昭和63年厚岸町規則第１号）	第６条第１項	○	７日	建設課管理維持係	
804	河川工事又は普通河川の維持の承認	厚岸町普通河川管理条例（平成12年厚岸町条例第22号）	第５条	○	７日	建設課管理維持係	
805	普通河川における行為の許可	厚岸町普通河川管理条例（平成12年厚岸町条例第22号）	第８条	○	７日	建設課管理維持係	
806	普通河川の権利譲渡の承認	厚岸町普通河川管理条例（平成12年厚岸町条例第22号）	第10条	○	３０日	建設課管理維持係	
807	流水占用料等の減免	厚岸町普通河川管理条例（平成12年厚岸町条例第22号）	第22条	○	７日	建設課管理維持係	
808	都市公園内の制限行為の許可	厚岸町都市公園条例（昭和53年厚岸町条例第７号）	第３条第１項	○	５日	建設課管理維持係	
809	行為許可の特例	厚岸町都市公園条例（昭和53年厚岸町条例第７号）	第４条	○	５日	建設課管理維持係	
810	都市公園使用料の前納	厚岸町都市公園条例（昭和53年厚岸町条例第７号）	第14条	×ウ	設定しない	建設課管理維持係	
811	都市公園使用料の減免	厚岸町都市公園条例（昭和53年厚岸町条例第７号）	第15条	×ア	５日	建設課管理維持係	
812	公園使用の許可	厚岸町公園条例（昭和54年厚岸町条例第25号）	第３条第１項	○	５日	建設課管理維持係	
813	公園使用料の減免	厚岸町公園条例（昭和54年厚岸町条例第25号）	第５条第２項	×ア	５日	建設課管理維持係	
814	町営住宅入居者の決定	厚岸町営住宅管理条例（平成９年厚岸町条例第17号）	第８条	×ア	４０日	建設課管理維持係	
815	町営住宅同居の承認	厚岸町営住宅管理条例（平成９年厚岸町条例第17号）	第13条第１項	×ア	７日	建設課管理維持係	
816	町営住宅入居の承継の承認	厚岸町営住宅管理条例（平成９年厚岸町条例第17号）	第14条第１項	×ア	７日	建設課管理維持係	
817	町営住宅家賃の減免又は執行猶予	厚岸町営住宅管理条例（平成９年厚岸町条例第17号）	第17条	×ア	７日	建設課管理維持係	
818	町営住宅敷金の減免又は執行猶予	厚岸町営住宅管理条例（平成９年厚岸町条例第17号）	第20条第２項	×ア	７日	建設課管理維持係	

個票番号	処　　分　　名	根拠法令名	根拠条項	審査基準	標準処理期間	所管部署	備　　考
819	町営住宅の住宅以外の用途使用の承認	厚岸町営住宅管理条例（平成９年厚岸町条例第17号）	第28条	○	７日	建設課管理維持係	
820	町営住宅の模様替え又は増築の承認	厚岸町営住宅管理条例（平成９年厚岸町条例第17号）	第29条第１項	○	７日	建設課管理維持係	
821	町営住宅の社会福祉事業等への使用許可	厚岸町営住宅管理条例（平成９年厚岸町条例第17号）	第44条第１項	×ウ	設定しない	建設課管理維持係	
822	町営住宅敷地の目的外使用の許可	厚岸町営住宅管理条例（平成９年厚岸町条例第17号）	第57号	×ウ	設定しない	建設課管理維持係	
823	きのこ生産者住宅入居者の決定	厚岸町菌床きのこ生産者住宅条例（平成10年厚岸町条例第37号）	第５条第２項	×ア	７日	建設課管理維持係	
824	きのこ生産者住宅同居の承認	厚岸町菌床きのこ生産者住宅条例（平成10年厚岸町条例第37号）	第７条第１項	×ア	７日	建設課管理維持係	
825	きのこ生産者住宅家賃の減免又は執行猶予	厚岸町菌床きのこ生産者住宅条例（平成10年厚岸町条例第37号）	第９条	×ア	７日	建設課管理維持係	
826	きのこ生産者住宅敷金の減免又は執行猶予	厚岸町菌床きのこ生産者住宅条例（平成10年厚岸町条例第37号）	第12条第２項	×ア	７日	建設課管理維持係	
827	きのこ生産者住宅の住宅以外の用途使用の承認	厚岸町菌床きのこ生産者住宅条例（平成10年厚岸町条例第37号）	第16条第６項	×ア	７日	建設課管理維持係	
828	きのこ生産者住宅の模様替え又は増築の承認	厚岸町菌床きのこ生産者住宅条例（平成10年厚岸町条例第37号）	第16条第７項	×ア	７日	建設課管理維持係	
829	都市計画公聴会公述人の発言の許可	厚岸町都市計画公聴会規則（昭和44年厚岸町規則第４号）	第７条第１項	×ウ	設定しない	建設課土木都市計画係	
830	都市計画公聴会代理人の陳述の許可	厚岸町都市計画公聴会規則（昭和44年厚岸町規則第４号）	第８条	×ウ	設定しない	建設課土木都市計画係	

※「審査基準」欄の記載内容は、次のとおりです。
①「○」　審査基準を設定している。
②「×」　審査基準を設定していない
ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの
イ：申請等の実績が無い又は将来的に見込みの無いもの
ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの